

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額な外来診療を受ける方のお支払い方法の変更等について ～

## ■ 高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から外来診療における高額療養費の取扱いが変更となり、「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」などを提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上払う必要がなくなります。

これまで  
高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいています。

4月1日から

限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。  
(同一医療機関に限ります)

## ◆ 必要な手続きについて

### ① 非課税世帯等の方

| 必要な事前手続き                             | 病院・薬局などで提示するもの         |
|--------------------------------------|------------------------|
| 「減額認定証をお持ちでない方」は、事前に市町村窓口で交付の申請が必要です | 「保険証」と「減額認定証」を提示してください |

### ② 非課税世帯等ではない方

| 必要な事前手続き          | 病院・薬局などで提示するもの |
|-------------------|----------------|
| 事前の手続きは、特に必要ありません | 「保険証」を提示してください |

### ◎ 病院・薬局などで提示した場合のひと月あたりの窓口負担限度額

| 区 分            | 外来受診の窓口負担限度額 |
|----------------|--------------|
| 現役並み所得者        | 44,400円      |
| 一 般            | 12,000円      |
| 減額認定証<br>交付対象者 | 区分Ⅱ<br>区分Ⅰ   |
|                | 8,000円       |

### ◎ 減額認定証の交付対象となる方

(次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です)

|     |  |
|-----|--|
| 区分Ⅱ | 世帯全員が住民税非課税である方                                |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方                |
|     | ・ 世帯全員の所得が0円の方<br>(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) |
|     | ・ 老齢福祉年金を受給されている方                              |

● なお、非課税世帯等で減額認定証を窓口提示しない方は従来どおりの手続きとなります。  
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額を後日支給します)

## ■ 運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様のご代表として、制度の運営に関する重要事項をご審議していただく運営協議会委員を募集しています。

- 【応募資格】 道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除く）
- 【応募人数】 5名
- 【任 期】 平成24年7月から2年間（開催は年3～4回を予定しています）
- 【応募方法】 北海道後期高齢者医療広域連合及び市町村窓口にある応募要領を参照してください
- 【応募締切】 平成24年4月27日（金）
- 【選 考】 選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します
- 【報酬など】 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

## お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
電 話 011-290-5601

町民課 生活環境グループ  
電 話 5-1115